

支援が必要な子どもへの個別支援の流れ

○ はじめに

宇都宮市子どもの居場所づくり事業支援付加補助金（以下、「支援付加補助金」という。）の対象となる「子どもの居場所」とは、宇都宮市子どもの居場所づくり事業基本補助金の対象とする家庭でも学校でもなく、子どもにとって自分の居場所と思える「子どもの居場所」の開設に加えて、子どもへの家庭学習と生活習慣の支援、体験・経験の機会提供を行うなど充実した支援を行う「子どもの居場所」のことです。

支援付加補助金の対象とする「子どもの居場所」においては、子どもへの支援を充実させるため、個別の支援が必要な子どもを見極め、その子どもへの支援を計画的に取り組むとともに適切な機関へのつなぎ等も行うため、支援計画と支援記録等を作成し、報告する必要があります。

下記の個別支援の流れについては、「親と子どもの居場所」（業務委託）での実践を基にしたもので、支援が必要な子どもの見極めと具体的な支援を始め、つなぎ等を行うまでの流れとなります。

1 個別支援の流れ

基本補助金の対象「場の提供と支援が必要な子どもの把握」

① 利用者の言動の観察を行い、特記すべきことについては「日報」に記録する。記録をつける中で子どもやその家庭の状況の把握に努める。

② 日報に基づき個別に支援を行った方がよい子どもについて市と相談し、決定する。

支援付加補助金の対象

「場の提供と支援が必要な子の把握に加えて、子どもに応じた支援の提供」

③ 子どもの居場所での支援内容についての「支援計画」を作成し、市に報告する。

④ 必要な場合には利用者へ支援計画について説明する。

⑤ 支援計画を作成した子どもについては、子どもの言動や様子の変化等について「支援記録」を作成し、市に定期的に報告する。（3か月に1回）

＜市が行うこと＞
市が必要に応じて、「親と子どもの居場所」や専門機関等へつなぐ。



- ⑥ 継続的な支援を行う中で、子どもの変化などを踏まえた支援内容の定期的な見直しを市とともにやる。

2 支援計画・支援記録の様式について

- ① 子どもの居場所日報（様式第11号）
- ② 支援計画（参考様式1）
- ③ 支援記録（参考様式2）

3 資料の提出期限及び面談について

- ① 毎月ごとに提出（翌月10日まで）し、必要に応じて市との面談を行うこと。
- ② 個別に支援を行った方がよい子どもの決定後に支援計画を作成し、市に報告する。
- ③ 3か月に1回提出し、市に報告する。